

秋田市 公園施設長寿命化計画

2026年3月

秋田県秋田市建設部公園課

1. 都市公園整備状況

(2026年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
215	326.02ha	12.93 m ²

2. 計画期間（西暦） [2026年度～2035年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
192	8	1	4	1	-	-	-	-	-	4	5	215

②選定理由

計画対象公園は、都市公園法第2条に基づく都市公園のうち、秋田市建設部公園課が所管する都市公園とし、県立中央公園、県立小泉瀉公園、北野田公園、高清水公園、天徳寺山墓地公園および大森山公園を除いた215公園を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1,497	678	650	845	94	51	328

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
3,074	-	973	8,190

②これまでの維持管理状況

公園の維持管理は、公園を安全で快適な環境に保つことを目的に、主に施設管理、植物管理、清掃を行っている。

このうち、施設管理については、職員および委託業者による公園の見回り、日常点検を実施するほか、遊戯施設においては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」および社団法人 日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に準じて、毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修などを実施している。

また、一部の街区公園などの市民に身近な公園については、町内会などにより結成された公園愛護協力が、除草、清掃、見回りなどを実施するなど、市民協働による公園管理を実施している。

③選定理由

対象公園の多くは1990年以前に整備されたものであり、今後一斉に使用見込み期限を迎えることになるが、施設の老朽化に伴う事故の発生が懸念される。こうしたことから、特に高い安全性が求められる遊戯施設を中心に、一旦事故が発生した場合大きな被害が予想され、補修・更新に高額な費用が必要となる便所や四阿あるいは照明施設などの工作物についても定期的に健全度の把握に努め、計画的な修繕・改築を行うことにより、予防保全型管理をさらに推進して施設の長寿命化を図るものである。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は2025年8月より2026年3月までの期間に実施した。

(1) 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】」に則り、以下の施設について健全度調査を実施した。

公園施設種類	健全度調査を実施した施設名	点検調査方法
園路・広場	橋梁、デッキ等	全体及び主要部材について、目視等により性能の低下、部材の劣化や損傷、美観等について健全度調査を行った。
休養施設	四阿、シェルター、パーゴラ等	
便益施設	便所、炊事棟等	
管理施設	照明施設等	
その他施設	バックネット、バスケットゴール等	

(2) 遊具等

遊具については毎年実施している遊具定期点検結果に基づいて健全度を及び緊急度を判定した。

(3) 点検結果の概要

	健全度判定			
	A	B	C	D
一般施設	144	366	160	14
建築物	10	34	13	1
遊具等	57	477	270	22

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5.で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づき決定した。

	緊急度判定		
	高	中	低
一般施設	45	156	510
建築物	10	15	45
遊具等	24	268	534

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設の異常の発見と対処を目的した目視による巡視点検は、市担当職員（指定管理施設にあっては委託先職員）が随時実施する（＝日常点検）。公園施設の異常が発見された場合、必要に応じて使用禁止措置を講じ、利用者の安全を確保する。またこの時点で健全度調査を実施し、長寿命化対策を検討して補修・更新もしくは撤去を判定する。

公園施設の日常的な維持管理（清掃・補修・修繕）は、従来通り公園管理業務、樹木管理業務などの業務委託によるほか、地域自治会や公園愛護協力会などのボランティア団体とも協働して行う。

① 一般施設、建築物について

日常点検に於いて施設の劣化や損傷を把握した場合は利用禁止措置を講じ、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を行う。通常の健全度調査は5年に1回の実施を基本とする。

② 遊具等について

専門技術者による年1回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷を把握する。劣化や損傷を把握した場合は利用禁止措置を講じ、定期点検の結果を健全度調査として活用して対象施設の補修・更新もしくは撤去を実施する。

③ その他の設備等について

電気保安業務等、年1回実施する法定定期点検の結果を健全度調査として活用する。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に分類した施設

a. 一般施設

ライフサイクルコスト縮減効果がある施設で、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化・損傷状況を確認する。

健全度 A・B 判定では日常の維持保全活動で対応し、健全度が C と判定されたものについて補修を計画または実施する。補修周期は健全度判定によるが、原則として 10 年に 1 回の頻度で実施する。

b. 遊具等

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(改訂第3版)(R6.6、国交省)及び「遊具の安全に関する基準」(JPFA-SP-S=2024(一社)日本公園施設業協会)の基準に従って年に1回実施する定期点検により施設の劣化・損傷を把握する。遊具については、子供の遊びの特性を踏まえて安全性の確保が優先するため、ライフサイクルコストの比較は行わない。

c. 建築物・その他設備

特殊建築物を除き、5 年に 1 回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。補修周期は健全度判定にもよるが、原則として 10 年に 1 回実施する。

② 事後保全型に分類した施設

施設の日常点検や日々の維持管理(清掃・保守・修繕)で公園施設の機能保全と安全性を確保する。日常点検等で劣化・損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

※ 予め予防保全型に分類して健全度調査を実施し、ライフサイクルコストの比較を行った結果、縮減効果がみられない施設についても事後保全型管理とする。

③ 使用見込み期間の設定

処分制限期間及び使用見込み期間については、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」改訂版(R7.3 国交省都市局)P49 表-13 使用見込み期限の設定例(補正後)を参考とした。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

①概算費用合計(10年間)【②+③】	4,583,035千円
②予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	3,916,474千円
③事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	666,561千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	458,304千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

- ① 長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト削減額は**21,796千円**である。
- ② 街区公園など、機能が重複し誘致距離が他公園と比較的近いものや、周辺の人口構成の変化等によって利用頻度が著しく低下していると認められる公園の再編・集約化について検討を行った結果、9公園を対象に主に遊具の廃止または移設を行うものとして、長寿命化計画期間(10年間)において**13,514千円**の管理費削減が見込まれ、今後地元住民とのコンセンサス形成を図る。
- ③ 管理業務の効率化並びに維持管理費の削減のため新技術の利用を推進する必要がある。ドローンによる建築物・構造物・植栽の点検・撮影、AIの画像解析による老朽化・損傷状態の診断と管理・補修作業スケジュールの立案など多岐にわたる利用が考えられるが、現時点ではまだ費用削減に繋がる確信がなく、既存の管理データのデジタル化を含めて今後の取り組みとする。

11. 計画の見直し予定

- ① 計画の見直し予定年度(西暦): [2030年度]

- ② 見直し時期、見直しの考え方など

原則として、一般施設の健全度調査と併せて5年に一度長寿命化計画の見直しを行うものとするが、災害などにより公園施設に影響があった場合はその都度対応する。また、施設の日常点検や遊具の定期点検の結果を踏まえ、毎年適宜修正・補完しながら計画を運用していく。